

第1回 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会
議事録

日 時：令和6年7月31日（水）10：00～12：00

場 所：オンライン開催

出席者：

（1）構成員及び関係団体（敬称略、五十音順）

構成員：宍戸構成員、清水構成員、中川構成員、長田構成員、森構成員、山本構成員、
若目田構成員

関係団体：主婦連合会、新経済連盟、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会、
日本IT団体連盟、日本経済団体連合会

（2）個人情報保護委員会

藤原委員長、佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、香月参事官、
吉屋参事官、芦田企画官、他

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」第1回を開催させていただきます。

開催に先立ちまして、事務局より資料の確認をさせていただきます。

本日は、資料1～7に加えて参考資料が二つございます。

会議システムの都合上、本日は資料の投影はいたしませんので、構成員及び関係団体の皆様におかれましては、事前にお配りした資料をお手元で御確認いただければと思います。

また、傍聴の皆様におかれましては、会議URLと併せて資料を掲載しておりますホームページのURLをお送りしていますので、そちらから御確認をお願いいたします。

なお、会議中、構成員及び関係団体の皆様は、会議システムの都合上、大変恐縮ではございますけれども、御発言時以外はマイクとカメラをいずれもオフにさせていただきますよう、お願いいたします。

御発言を希望される場合には、挙手ボタンではなく、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくよう、お願いいたします。それを見まして発言者を御指名する方式で進めさせていただければと思います。御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますよう、お願い申し上げます。

そのほか何かございましたら、チャット機能で随時事務局に御連絡をいただければ対応させていただきます。お願いいたします。

それでは、初めに個人情報保護委員会委員長、藤原より御挨拶をさせていただきます。

○藤原委員長 おはようございます。

本日は、構成員及び関係団体の皆様におかれましては、「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」に御参画いただき、感謝申し上げます。

また、傍聴いただいております皆様におかれましても、本検討会に御関心をお持ちいただき、大変ありがたく存じます。

個人情報保護委員会は、個人情報保護法第1条にも規定されているとおり、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図るという責務を果たすことで、引き続き、国民の皆様の期待や信頼に応えていくことが重要であると考えております。

現在、個人情報保護委員会においては、令和2年改正法の附則第10条の規定を踏まえ、国際的動向、情報通信技術の進展、個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しを行っております。利用の拡大と保護の水準のバランスを考えながら進めていくということでございます。

検討に当たりましては、これまで当委員会においても様々な関係団体や有識者の方々から御意見を伺いながら、各検討項目について議論を重ねてまいりました。こうした検討を踏まえ、先月の6月27日には当該時点における委員会の考え方をまとめました中間整理を公表し、今月29日までの1か月間、パブリックコメントに付しておりましたところ、ありがたいことに多くの御意見を頂戴しております。今後、委員会として、お寄せいただいた御意見を踏まえつつ、見直しの最終的な方向性の取りまとめに向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

そのような中、今後とも一層の意見集約作業が必要と考えられる論点等について、いわゆるマルチステークホルダー・プロセスをより一層充実したものとすべく、ステークホルダーとの間、また、ステークホルダー間で御議論いただく場は非常に重要であると考えております。このように一般の方々に傍聴いただく形でオープンな検討会を開催するのは、個人情報保護委員会として初めての試みであります。構成員及び関係団体の皆様のそれぞれの御知見を基に、多面的な観点から活発な議論をいただくことを大いに期待しております。

本日、そして今後の検討会の議論が実り多きものとなることを祈念いたしまして、私の御挨拶といたします。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、議事2「開催要綱（案）について」に移ります。

まずは資料を基に事務局より御説明をさせていただきます。

資料1を御覧いただければと思います。

まず、「1. 目的」でございます。

当委員会においては、令和2年改正法の附則第10条の規定を踏まえ、昨年11月からいわゆる3年ごと見直しに関する検討を開始し、本年6月に、現時点における委員会の考え方をまとめた「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を公表しました。

中間整理においては、その内容を踏まえ、事業者、個人それぞれに与える影響が大きく、今後とも一層の意見集約作業が必要だと考えられる論点について、様々なステークホルダーと議論する場を設けることとしました。これを踏まえて本検討会を設置することとするものです。

「2. 検討事項」ですけれども、中間整理において取り扱うこととしている課徴金制度、団体による差止請求制度及び被害回復制度、及びその他として、本検討会における議論の状況等を踏まえ必要と考えられる事項としています。

「3. 構成員等」については、別紙の名簿に記載の構成員、関係団体としております。

「4. 検討会の運営」ですけれども、座長の設置、座長代理の指名、検討会を原則公開とすること、議事録の作成、配付資料を原則公開とすること、座長が必要と認めるときは構成員及び関係団体以外の者の出席を求めることができること等を記載しております。

最後に「5. 運営事務局」として、検討会に係る運営事務は、当委員会事務局において行うこととしていることを記載しております。

ただいまの開催要綱（案）につきまして、構成員及び関係団体の皆様、御異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、御了承いただいた開催要綱にのっとり運営させていただきます。

続きまして、構成員及び関係団体の御紹介ですけれども、恐縮ながら開催要綱の別紙に記載の名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

続きまして、座長の選任をさせていただきます。

事務局より座長を当委員会の清水委員にお願いしたいと考えております。

構成員及び関係団体の皆様に御了承いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○事務局 ありがとうございます。

それでは、構成員及び関係団体を代表して、清水座長より御挨拶をいただければと存じます。なお、顔合わせも兼ねまして、座長挨拶の間のみ、構成及び関係団体の皆様におかれましてはカメラをオンにさせていただきますでしょうか。

それでは、清水座長、よろしくお願いたします。

○清水座長 ただいま座長を拝命いたしました清水です。

座長就任を御了承いただきましたこと、まずは御礼申し上げます。

先ほど委員長からも御発言がありましたが、個人情報保護法の目的、すなわち個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する、これは言い換えれば権利利益が保護されているという信頼がある場合に利活用を進めることができるということになるかと思っております。まずはこのことを共通認識として議論をスタートさせていただければと思っております。

会議の検討項目には、事業者側と消費者側との利害が対立するものもありますが、有用

性の観点からも、保護の観点からも、双方からの理解が得られ、信頼されるような制度の在り方を検討していきたいと考えています。

そのためには、御参画いただく有識者や関係団体の皆様方、その他のステークホルダーの方々の御意見も丁寧に伺いながら、オープンなコミュニケーションを図ることが重要だと思います。

議事運営につきましては、何分不慣れなため不手際も多々あるかと思いますが、どうぞ御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上をもちまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

座長以外はカメラをお切りください。

それでは、以後の進行を清水座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水座長 承知いたしました。

議事3に移る前に、本検討会の運営について何点か申し添えます。

本検討会におきましては、構成員と関係団体の中で御発言権等の権能において特段差は設けないこととしたいと思います。構成員及び関係団体におかれましては、それぞれのお立場から闊達に御議論いただければ幸いです。

個人の方は、構成員という呼び方をさせていただきます。また、関係団体は、敬称略ということで進めさせていただきます。

次に、座長の私から座長代理を指名させていただければと思います。

座長代理を宍戸構成員にお願いできればと考えておりますが、お引き受けいただけますでしょうか。

○宍戸構成員 御指名でございますので。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、宍戸座長代理のほうから一言御挨拶をお願いできますでしょうか。

○宍戸座長代理 それでは、私も冒頭、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

個人情報保護法の目的、そして役割については、既に藤原委員長、それから清水座長からお話があったところでございますけれども、ますますデジタル社会が進展していく中で、デジタル社会の基本的な財、また個人の権利利益の道具という意味でも、個人情報、個人データの保護が極めて重要になり、なればこそ様々な見方あるいは利益、考え方の違い、また共通点を明らかにしていくことが非常に重要な時代になっているかと思えます。

私、6月3日の個人情報保護委員会の3年ごと見直しに係るヒアリングにおきまして、様々なステークホルダーとの対話を重ねながら政策形成、法制の見直しを進めていくことが非常に重要でないかということをお願いしました。本日このような形でお手伝いさせていただくことになったのは私自身の想定の外でございましたが、大変光栄なことだと

思っております。

これまでもお話がございましたように、消費者、個人の目線、また企業、あるいは行政機関等、利活用する側の目線、いろいろございますけれども、ただ対立ということだけでなく、実はよく考えれば同じほうを向いているのではないかと。あるいは考え方が違って、太平洋の両岸から弾を打ち合うという感じよりも、なるほどそれには一理あるけれども自分たちの考えもこうであるというところで、具体的なベターレギュレーションを構築していくためのお手伝いを、座長の下でさせていただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○清水座長 宍戸座長代理、どうもありがとうございました。

それでは、議事3に入る前にもう一点、各団体からのプレゼンに移る前なのですが、7月29日までに実施しておりました中間整理についてのパブコメの状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。

中間整理のパブリックコメントについては、7月29日に締め切ったところでございます。

郵送により受け付けているものもあり、正確な数は集計中でございますけれども、現時点では合計1,700強の個人・団体の方々より御意見を頂戴しております。

今後、各意見について事務局において整理等を進め、本検討会にも御報告をしたいと思っております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、議事3「関係団体ヒアリング」に移ります。

まずは主婦連合会より、資料2について説明をお願いいたします。

○主婦連合会 ありがとうございます。

始めさせていただきます。

今日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。主婦連合会の河村と申します。

主婦連合会は、1948年に創設されました恐らく日本で一番古い消費者団体でございます。生活の現場から政策・政治に向けて意見を届けようという活動を一貫して続けております。衣食住はもちろんですけれども、情報通信等に関しても審議会の議論などに多く参加してきた団体でございます。

それでは、中間整備に関する意見、資料につきましてはほぼパブコメに出したものとイコールでございます。発表させていただきます。

まずは「要保護性の高い個人情報取扱いについて（生体データ）」の意見でございます。

生体データを要配慮個人情報に含めるべきであると私どもは考えております。

また、生体データの利用目的の特定を義務づけるべきと考えます。

さらに、生体データの利用について本人がより直接的に関与できる仕組みが導入されるべきであると考えます。例えば中間整理に例示されていますように、事後的な利用停止をより柔軟とするというようなことをございます。

理由は、生体データというのは極めてセンシティブな情報であることから、より慎重な取扱いが求められ、その利用に関して本人の意思による取扱いへの関与の仕組みの構築が必要だと考えるからです。その際、多くの主要国の生体データの取扱いを参考にすべきと考えております。

意見の2番目「『不適正な利用の禁止』『適正な取得』の規律の明確化」についてです。

意見です。本人が個人情報を提供することが、商品・サービスの提供を受けることとの条件となっている場合など、事実上本人に選択の余地がないケースにおいては、利用目的とその達成に必要な情報の範囲を明確にし、それを超えた取得・利用に関してより厳格に「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律を適用すべきと考えています。

その理由といたしましては、個人情報の提供、その利用のされ方に関して、商品・サービス利用の言わば交換条件となっている現状があり、本人にその選択の余地がないケースが、特にデジタルプラットフォーム事業者との間で多く存在しています。消費者の権利という観点からこれは問題であると考えておまして、より厳格な取扱いを求めます。

意見の3番目「第三者提供規制の在り方」、いわゆるオプトアウトについてでございます。

意見です。現行のオプトアウト届出制度は、個人情報をより実効的に保護する観点から、規定内容を見直すべきと考えます。

理由は、現行のオプトアウト届出制度の規定ぶりは、私どもは不適正な利用の温床になり得るものと感じております。個人情報保護の規定を骨抜きにしている面が否めないのではないかと、それが理由でございます。内容を見直していただきたいと思っております。

意見の4番目「こどもの個人情報等に関する規律の在り方」についてです。

意見です。諸外国の法令を参考に、こどもの個人情報保護を強化すべきと考えております。具体的には、利用停止等請求権の拡張、安全管理措置義務の強化、責務規定の明記などを検討し、導入することを求めます。

理由は、こどもの脆弱性・感性及びこれらに基づく要保護性を十分に考慮すべきだからです。現行の個人情報保護法は諸外国の法令と比較して、こどもを守る観点が極めて不十分であると考えております。

意見の5番目「個人の権利救済手段の在り方」についてです。

意見です。適格消費者団体を念頭に、団体による差止請求制度や被害回復制度の枠組みの導入を求めます。

理由は、法の規定に違反する個人情報の取扱いに対する抑止力を強化して、また、本人に生じた被害の回復の実効性を高めるためです。

意見の6番目「課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方」のうち「課徴金制度」についてです。

シンプルな意見となりますが、課徴金制度の導入を求めます。

理由は、悪質な違法行為を抑止する効果が期待できるからです。その際、諸外国の考え方、規定を参考にすべきと考えております。

意見の7番目「勧告・命令の在り方」についてです。

意見です。法に違反する個人情報等の取扱いにより個人の権利利益の侵害が差し迫っている場合に直ちに中止命令を出せるようにすべきです。個人情報取扱事業者等のみならず、これに関与する第三者に対しても行政上の措置を取れるようにすべきです。取扱いの中止のほか、個人の権利利益の保護に向けた措置を求めることができる規定を求めています。

理由は、個人の権利利益の侵害を効果的に抑止するためです。

意見の8番目「刑事罰の在り方」です。

個人情報不正に取り扱われた悪質事案の類型が様々であることを踏まえ、現行法の規定では不十分な点を洗い出し、処罰範囲を広げることを求めます。

理由は、個人情報の不正取得の事例が多く発生している現状に鑑み、個人の権利利益の侵害の抑止につなげるためです。

意見の9番目「漏えい等報告・本人通知の在り方」についてです。

意見です。現行の漏えい等報告の規律の合理化の検討は慎重に進められなくてはならないと考えております。事業者都合から軽々に規律を緩めるべきではないと考えます。

また、現行法において、事業者が個人データを違法に第三者に提供した場合について、報告義務及び本人通知義務が存在しないことは問題です。違法提供の場合の規律を導入すべきと考えております。

理由は、事業者の都合を優先することにより個人の権利利益を守る機能が損なわれてはならないと考えるからです。

意見の10番目、これが最後の意見となります。「本人同意を要しないデータ利活用等の在り方」についてです。

中間整理の23ページの考え方に、「生成AIなどの、社会の基盤となり得る技術やサービスのように、社会にとって有益であり、公益性が高いと考えられる技術やサービスについて、既存の例外規定では対応が困難と考えられるものがある」とありますけれども、生成AIに関して「社会にとって有益」で「公益性が高い」ものという一面的な捉え方を前提に扱うことに、消費者・市民として強い違和感があります。

安易に現行の例外規定の枠を広げるべきではないと考えております。医療情報なども含め、利活用については、徹底した透明性が必要であり、仮に例外規定を広げる場合には、消費者を含めた慎重な議論が必要です。

理由は、生成AIのような技術は、社会、そして個人にとって有益である場合がある一方で、本人の権利利益を侵害する可能性もまた極めて高い技術であることは現代社会の共

通認識であります。

医療情報等も含め、個人の権利利益の保護の観点から慎重に検討されなければならないと考えております。

以上でございます。

○清水座長 御説明ありがとうございました。

続きまして、新経済連盟より、資料3について説明をお願いいたします。

○新経済連盟 新経済連盟の片岡と申します。

本日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

資料3に沿って説明いたします。

まず、資料3の2ページ目ですけれども、初めに全体を通しての意見の概要を申し上げます。

まず、データの利活用というのは日本の産業競争力の最も重要なファクターの一つでして、残念ながらまだ日本ではうまく利活用が進んでいなかったり、あるいは消費者の方々の不安を呼んでしまっていて、なかなかうまく利活用の方策が探れていないという状況があると認識しています。

個人情報保護と利活用のバランスがとても重要だと思っております、個人情報保護法にもその理念が書かれているのですけれども、今のところそれがうまくいっていないのではないかという認識を持っております。

制度設計に当たっては、民間事業者が既に行っている、あるいは有用であると考えて行おうとしているような事業・サービスの実態を継続的に把握した上で、それがどううまく利活用が進むのか、あるいは国民の不安感をどうやって払拭していけるのかといったようなところを踏まえて検討していく必要があると思えます。

そのような視点に立った場合に、現在提示されている中間整理なのですけれども、かなり多くの重要な論点が含まれていると思えます。たくさん論点で、それぞれかなり深い議論が必要だと思っております。特に規制強化につながる論点は、いずれも実務に大きな影響を与えるものであると認識しております。

想定しているものが人によって違っていたりしますので、悪質と言われるようなケースを想定して、そこへの対処という方向で進めようとする、実はそうではないものにも影響が出てしまうものもあると認識しています。ですので、結論ばかりを急いで拙速に法改正することは避けていただきたいと思っております。

実態把握とか影響分析、立法事実の確認をしっかりと行った上で、それぞれの論点について慎重に時間をかけた議論が必要だと思っております。

中間整理には、パブリックコメント終了後もステークホルダーとの継続的な議論を行っていくという方針が書かれておまして、今回の検討会もそういった方針に基づくものだと思っております。それについては大いに賛成をすることでございまして、皆様の考え、意見あるいは実態を踏まえながら、慎重に議論をしていきたいと思っております。

先ほど申し上げたとおり、いろいろな論点が含まれておりますけれども、各分野において関係する他省庁も含めた議論が必要だとも思っております。例えばこどもの個人情報で言うと、こども家庭庁のほうでいろいろ議論しているものもありますし、あるいは教育ということであれば文部科学省も関係すると思います。それから、医療情報については厚生労働省も当然関わりますし、AIが今回中間整理にも取り上げられておりますけれども、AIについては経済産業省でいろいろ考えられていたり、今、自民党のほうでもいろいろと議論されていると認識しています。

それから、利活用の観点で、例えばクレジットカードの不正利用対策とか、金融分野での不正利用対策とか、そういった利活用が考えられると思っておりますので、そういった分野についてはやはり経済産業省や金融庁などいろいろな他省庁も関わってきますので、他省庁も含めた議論の場がそれぞれの分野において必要ではないかと思っております。

いずれにしても、ビジネスやサービスの実態を踏まえて、利活用と保護のバランスをうまく取るために、丁寧かつ密なコミュニケーションが重要だと思っておりますので、そうしていただきたいと思っております。

もう一つ重要な観点が、利活用を促進するための官民連携の枠組みをいかに作り上げていくかということだと思っております。今は利活用があまり進んでいなかったり、あるいは消費者の方が不安に思ったりということもありますし、利活用しようと思ったときに同意が必要となって諦めてしまうとか、その先の議論がなかなかできないというところがありますので、例えばどういうことをしたいがためにどういう利活用をしたいのか、そこにどういう支障があるのかということ、意見とか課題を事業者から吸い上げて、どういうふうに利活用に進めていくのかを、意見を吸い上げた上で前向きに議論するような枠組みがあるといいのではないかなと思っております。

3ページに行きます。

今回の検討会はメインとして差止請求や被害回復制度あるいは課徴金を捉えていると認識しておりますので、そこについて特出しして意見をこちらに載せております。

まず、団体による差止請求、被害回復制度も導入には強く反対をしております。団体による差止請求については、今まで不当勧誘や不当表示、不当条項といった外形的に判断できる可能性がある分野で導入されていると思っておりますけれども、個人情報保護の分野については、法に違反する不当な行為を外形的に判断するのが困難なケースもかなり多いと思います。

事実関係の詳細な調査や専門性を求められるケースが多いと思っておりますので、もしも差止請求制度を導入した場合には、実際は当該事業者とは関係のない事象であっても、これはこの事業者から漏えいしているのではないかというような疑いをかけられて申入れが発生するなど、それなりに影響があると思っておりますので、こちらについては慎重に検討していただきたいと思っております。

それから、被害回復制度について、事業者の過失による漏えい等事案の公表が今も行われているわけですが、そういう事案の公表をきっかけに、実際は被害と認識していない、あるいは被害らしい被害が実は発生していないような消費者も含めて、団体が多額の賠償を請求することが可能になってしまうおそれがありますので、制度が導入された場合は事業者への萎縮効果はかなり大きいものとなると思います。

既に先般の消費者裁判手続特例法の改正において、財産的損害と併せた慰謝料請求や故意による場合の慰謝料請求については可能となっておりますので、改正の際の議論過程を踏まえて、まずはその施行状況を見守るべきであって、今導入する段階にはないと考えております。

4 ページですが、「実効性のある監視・監督の在り方」のうち、課徴金制度の導入について、こちらも強く反対をしております。事業者が何年かに一度の改正に伴っていろいろと保護規制への対応をしているのですけれども、その中でなかなかデータの利活用が進んでいないという状況を踏まえたと、今この状況で課徴金の導入をしてしまうと、萎縮効果ばかりもたらしてしまうと考えております。課徴金制度によって対応しようとしている、問題視されている事案がどのようなものなのか、それに課徴金制度が効果的なのかどうかといったような立法事実も今のところはまだ不明確であると認識しております。

まずは利活用がうまく進む仕組みをしっかりと整えた上で、データを利活用した課題解決、新しいことにチャレンジしやすい環境を整えることが重要だと考えております。法と利活用のバランスを取りつつ、全体としてどのような制度が望ましいのかということについては議論すべきだと思っておりますけれども、日本国内におけるデータ利活用の促進状況なども踏まえながら慎重な議論をしていただきたいと思いますと思っております。

勧告・命令・刑事罰の在り方については、今、命令に至った事案がほとんどないという認識をしておりますので、どのような事案を対象としてどういう見直しが効果的なのか、これは必要性の有無や手続保障にも配慮しながら検討いただきたいと思いますと思っております。

刑事罰も安易に増やすのではなくて、悪質事案と呼ばれる事案がどういった面で悪質なのか、それが個人情報保護法で対応すべきなのかといったところも踏まえて、効果的なものになるように慎重に検討いただきたいと思いますと思っております。

最後に5 ページです。その他の論点もパブリックコメントにはたくさん意見を掲載しております。本日は時間の関係で長くは申し上げませんが、結構影響が大きい論点が多いです。例えば生体データやこどものデータに関する論点については、定義とか範囲、求められる措置がどうなるかによってかなり影響範囲が異なってきますので、実態の把握や影響分析をしっかりと行っていただきたいと思いますと思っております。例えば生体データといっても具体的にどういうものになるかによっては、安全のために行っている本人確認といったものにも影響が出る可能性があると思っております。

連絡可能という理由で個人関連情報、例えばCookieIDといったものを個人情報と同様に規制すると書かれていますが、こちらについては反対をしております。

それから、漏えい等報告の合理化をしてくれというのを事業者として今まで強く言ってきたのですけれども、こちらについては本当に何とか合理化していただきたいと思っております。

同意を要しないデータの利活用も、実際に有益であると考えられることに使えていないという実情がありますので、どういったことであれば例外として使えるのか、あるいは範囲を定めて使えるのかといったことをステークホルダーを交えてしっかり議論する場があるといいなと思っております。

その他の論点についても、データ利活用の観点、事業者の過大な負担の軽減、保護と利活用のバランスといった観点から様々な意見を有しておりますので、パブリックコメントを見ていただければと思っております。

以上です。

○清水座長 御説明ありがとうございました。

続いて、全国消費者団体連絡会より、資料4について説明をお願いいたします。

○全国消費者団体連絡会 全国消費者団体連絡会の郷野です。どうぞよろしく願いいたします。

全国消費者団体連絡会は、1956年に設立し、消費者の権利の実現と暮らしの向上、消費者団体活動の活性化と消費者運動の発展に寄与することを目的として活動しております。

会員団体が緩やかにつながりながら、暮らしに関わる様々なテーマについて、国の審議会等への委員参加やパブリックコメントの提出などを通して、消費者の立場から意見発信を進めております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理に関する意見を述べたいと思います。

まず初めに、私どもの資料の最後のページになるのですが、中間整理記載以外の事項について述べたいと思います。

今回、経済界、有識者、地方公共団体等からヒアリングを行っていますが、消費者、消費者団体に対する意見の聞き取りが少ないように考えます。個人情報保護法は、消費者にとって非常に重要な法律ですが、その一方で、難解で理解しにくい部分が多々存在します。3年ごと見直しに当たっては、委員会がその論議を公開して進めるとともに、国民の理解を促進するような情報提供が必要と考えます。この検討会においては、消費者団体も参画しており、共に論議を進めていくことに大変期待をしております。

それから、個人情報保護委員会は、今後も政策立案と執行体制を一元的に担っていくべきであると考えております。

それでは、資料の最初のページに戻っていただきまして、まず「(1) 個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方」「ア 要保護性の高い個人情報の取扱いについて」です。

生体データについては、本人の認識の有無にかかわらず、取得された情報が目的外に使

用される可能性があります。要配慮個人情報や長期にわたり特定の個人を追跡することにより利用できるなど、要保護性の高い個人情報の取扱いについては、個人の権利利益の保護の観点から、本人の同意や利用目的を特定する必要があると考えます。

さらに、取得された後のデータについても、データを取得された本人の希望により、削除や利用停止できるようにする必要があります。

「イ 『不適正な利用の禁止』『適正な取得』の規律の明確化」についてです。

個人関連情報である電話番号、メールアドレス、CookieIDなどの漏えいや意図的な抜き取りによって、電話やメールで悪質な勧誘が多様に行われている実態があります。悪質な勧誘が個人の権利利益の侵害につながる事案も多いことから、個人情報として取扱い方を厳しくすることが被害抑止につながると考えます。

「（２）第三者提供規制の在り方」についてです。

個人データの第三者提供には、本人同意が原則必要と考えます。本人の関知しない間に個人データを第三者に提供し、かつ、本人が申出をした際には既に第三者に提供済みというケースが発生することは容易に想定できます。常に第三者提供には本人同意が必要として、規制を強化すべきです。

「（３）こどもの個人情報等に関する規律の在り方」です。

こどもの個人情報の取扱いに係る規律は必ず設けなければなりません。実際に学校が貸与したタブレットに搭載されたアプリで、不必要な個人情報の供出を求めるケースが発生していることが報道されています。こどもの個人情報の取扱いについては、より厳しく、適切に対応することを求める規律が必要です。

「（４）個人の権利救済手段の在り方」についてです。

この間の個人情報漏えい事案では、多数の個人が対象となっているケースが多数です。そもそも個人では訴訟等を起こすことが難しい現状にある中で、消費者裁判特例法を活用して消費者団体が対応することは、必要最低限な方法であると考えます。正当に事業を行っている事業者には、この制度が導入されても問題はないと考えます。

「２ 実効性のある監視・監督の在り方」「（１）課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方」についてです。

悪質な違反行為を行った事業者に向けた課徴金制度は導入すべきです。

さらに個人の権利利益の侵害が差し迫った場合には、直ちに中止命令を出すことができるようにする必要があります。

「ア 課徴金制度」では、悪質な違反行為を抑止することができると考えます。

「イ 勧告・命令の在り方」について、勧告を受けた事業者が措置を怠ったときに、命令、告発の対応では時間もかかり、規制が不十分です。個人の権利利益の侵害が差し迫った場合に、直ちに中止命令を出す必要があると考えます。

「（２）刑事罰の在り方」についてです。

個人データの取扱いに関して、この間、従業員により、悪意を持って行われた大規模な

不正取得事例が多発しております。そのような悪質な行為に至らないよう、個人情報をも不正に取得した個人・組織を直罰規定の対象とするべきであると考えます。

「（３）漏えい等報告」本人通知の在り方」です。

漏えい等の報告について、報告期限の延長などが報道されています。個人情報保護委員会への報告期限は現状を維持し、かつ、対象の人数にかかわらず、速やかに本人に通知し、併せて漏えいされた本人を保護するための策を講じるための規律を設けるべきです。

続きまして、「３ データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方」「（１）本人同意を要しないデータ利活用等の在り方」についてです。

個人データの利活用の推進のみがデジタル化の進展と経済発展に資するとの考え方がありますが、利活用の促進が優先ではなく、本人の権利利益の適切な保護こそ第一義とした法制度とするべきと考えます。

「（２）民間における自主的な取組の促進」についてです。

PIAの実施と個人データの取扱いに関する責任者の設置を義務づけるべきと考えます。

最後に「その他」というところで、個人の嗜好、行動パターンなど、デジタル空間の中で入手した個人情報に当たらない情報を、AIなどを活用してひもづけて人物像を特定し、広告宣伝等の事業に活用していると言われています。広告の送りつけなどのレベルにとどまらず、特定した人物像を基にして、本人の行動コントロールや思想信条や嗜好などに対する攻撃や侵害などが容易に想定できます。プロファイリングに関する規制は必要と考えます。

加えて要配慮個人情報の扱いについても、この間報道されている個人情報漏えい事案などを見ますと、情報を取得した側が正しく適切に管理できないのではないかと思わせるレベルであり、規律の早急な検討が必要であると考えます。

以上です。

○清水座長 御説明ありがとうございました。

続きまして、全国消費者生活相談員協会より、資料5について説明をお願いいたします。

○全国消費生活相談員協会 公益社団法人全国消費生活相談員協会の増田でございます。

本日は、意見を述べさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

私どもの団体は、全国の消費生活センターで消費生活相談を担う消費生活相談の団体でございます。

意見につきまして、詳細は資料を御確認いただきますと幸いです。

まず、「要保護性の高い個人情報の取扱い」について、顔認識カメラが個人の行動を広範囲に捉えることが容易に可能になるなど、生体データの収集によって、プライバシーを含む個人の権利利益の保護が侵害されるリスクが高まっていることから、生体データを要配慮個人情報とすることに賛成です。少なくとも本人による利用停止をより柔軟に可能とするべきと考えております。

「『不適正な利用の禁止』『適正な取得』の規律の明確化」について。

いわゆる個人関連情報は個人情報であると整理するべきです。現状では、個人関連情報を取得し、それによって本人へのアプローチが可能となり、様々な被害に遭うケースが増加しています。自分の電話番号やメールアドレスをなぜ知っているのだろう、家にまで来られたら怖いという相談をよく受けます。プロファイリングとターゲティングによる個人へのアプローチが日常化し、それによって誘引され、消費者被害や犯罪被害に遭っている状況を日々確認しています。こうした状況を放置、許容するべきではないと考えております。

「第三者提供規制の在り方」についてです。

社会的に真に必要な範囲に絞ってオプトアウト制度の存続を認め、それ以外については、原則どおり本人の同意なしに第三者提供を認めないとするべきと考えております。

消費生活相談員の団体である本協会としては、消費者トラブルの根本に、いわゆる名簿屋による名簿の悪用があることを強く認識しています。これまでのオプトアウト制度の規制強化では十分ではないことは、中間整理の中でも明らかであると思います。

また、現状のデジタル環境において、個人情報収集され、あらかじめ届け出ることで第三者提供されているという実態を国民は理解しているのでしょうか。

加えて、消費者が提供停止を求めた場合、事業者から、本人確認のためと称して、免許証、マイナンバーカードなどの提示、それまで事業者が不知であった個人情報の提供をも求められているのが通例であって、これでは消費者が正当な権利行使を躊躇せざるを得ない現実があると思います。

「こどもの個人情報に関する規律の在り方」についてです。

こどもの個人情報について、個人情報保護法において規律を設けることに賛成します。

年齢の線引きについては、民法に合わせて18歳未満をこどもとすることが、国民にとって理解しやすく、活用しやすいのではないかと思います。

現状、最も問題とされるのは、こどもの関心・嗜好を分析して、判断力が未熟であるこどもに対して、飲酒やギャンブル、その他こどもの心身に著しい影響を与えかねない広告を送りつける、いわゆるターゲティング広告です。ターゲティング広告については、少なくともこどもに対しては禁止すべきと考えています。

個人情報の第三者提供などの本人同意が必要である場面においては、こどもの法定代理人の同意を必要とすることを法文上明確にするべきと考えます。個人情報、個人データは一旦流出すると回収が困難であるため、流出は個人にとって著しく大きな損害となります。ましてやそれがこどもであれば、その先の長い生涯に影響するダメージの程度は計り知れません。こどものデータを取り扱うに当たっては、安全管理措置について、より一層強固な体制構築を求めるべきと考えています。

「個人の権利救済の手段の在り方」について。

適格消費者団体が個人に代わって個人データの利用停止または消去などの請求ができる規律を個人情報保護法に取り入れることに賛成します。個人データの利用停止または消去

の請求は、個人の権限行使であるにもかかわらず、行使が困難です。現実には、自身が被害に遭っていることを認識できていない、被害の算定が困難、被害額が分かっているにもかかわらず少額であることが多く、企業相手に賠償を求めることも困難であるという実情があつて、不満感だけがそのままになっています。

適格消費者団体が個人に代わって差止請求を行う制度を取り入れれば、個人の権利救済に大きく資することになります。その場合、実質的に機能するためには、端緒情報の取得や個人情報保護委員会との連携に加え、さらなる検討が必要であると考えます。

課徴金制度、勧告・命令等の在り方についてです。

悪質な違反行為に対する法の実効性を確保するために、個人情報保護法に課徴金制度を設けることに賛成します。学生の内定辞退率を提供した事案、破産者マップ事案、いわゆる名簿の転売屋に関する事案、委託業者の従業員が顧客の個人データを長期かつ頻繁に外部漏えいしていた事案、著しく悪質性の高い事案が続出していますが、やり得が放置され、消費者の被害回復はなされていません。現行法では、悪質事案発生の抑止力になっていないと考えます。

課徴金は悪質なものに対して課せられるものであつて、景表法などほかの分野に導入されていますが、事業の萎縮や混乱は見られていないと思います。

勧告・命令についても、破産者マップ事案が典型例を示しているように、個人の権利利益の侵害が切迫している際には、直ちに法的拘束力が発生する命令を行えるようにしなければ、個人の権利利益の保護は守られません。

「刑事罰の在り方」については、昨今、データベース等不正提供罪で有罪となった悪質な事例や、個人情報への不正アクセスや従業員による持ち出しなどの事例が多数あることから、不正の目的で行われた法違反について、罰則の引上げに賛成します。

「漏えい等報告・本人通知の在り方」です。

漏えい報告については、個人情報保護委員会が事態を早急に把握し、措置を取るための制度であり、その趣旨を損なわない限度において一定の合理化はあり得ると考えます。しかし、本人通知については、本人が漏えいの事実を知る唯一の方法です。本人の権利利益を保護するために自己防衛をする必要があり、現行制度は確実に維持されるべきと考えます。

なお、現状、漏えいしていても、本人通知や個人情報保護委員会への報告をしない悪質な事業者が存在することと推測します。そうした端緒情報を把握するための通報窓口や公益通報制度の活用を検討することを求めたいと思います。

最後に、本人同意を要しないデータ利活用の在り方についてです。

生成AIなどの新技術が急速に発展して、膨大な量の個人情報を取り扱うサービスやビジネスが生まれている、そういう実態を踏まえたと、本人同意が不要となっている例外規定のありようについて早急に検討する必要があります。

その際、例えば生成AIによって要配慮個人情報を取得してしまう場合などにおいて、

少なくとも要配慮個人情報に本当に利用されないことが担保されているのか、本人の不利益を上回る公益的な利益があるのか、プロファイリングやターゲティングに悪用されていないのかなどについて、社会的要請の有無や公益性の程度などの観点から検討され、消費者にとって安全かどうかの判断ができる技術であってほしいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○清水座長 どうもありがとうございました。

続きまして、日本IT団体連盟より、資料6について御説明をお願いいたします。

○日本IT団体連盟 日本IT団体連盟の別所と申します。

それでは、資料6に基づきまして御説明させていただきたいと思います。

まず最初に、今回のような機会をいただきましたことについてお礼を申し上げます。特に団体として意見を述べさせていただく機会だけではなくて、多くのほかの団体の方からの御意見を聞かせていただく機会にもなります。産業界におりますので、産業界の意見を聞く機会は多数あるわけですけれども、逆に言うと、今回お話しいただいているような消費者団体の方々からの御意見を直接伺うことがなかなかできないので、非常に貴重な機会をいただいたと考えております。その点について最初にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、資料の2ページ目からお話しさせていただきたいと思います。

日本IT団体連盟としましては、個人情報の取扱い、個人データの取扱いということですので、まさにEBPMに基づいて政策形成をしていただきたい領域だと考えておりますので、その観点から主要な点についてコメントをさせていただきます。

別途、日本IT団体連盟としてもパブリックコメントの提出をさせていただいております。パブリックコメントに書かれたもの全てを網羅しているわけではなくて、その中から幾つかの点をピックアップさせていただいて、述べさせていただいているものになります。

まず最初、3ページ目ですけれども、中間整理についてです。総論的な部分で申し上げるまでもありませんけれども、個人情報保護法の第1条に「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資する」ということと、「個人情報の有用性に配慮」ということが記載されているということと、令和2年の改正附則の第10条でも「個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し」と規定されていることに照らして、個人情報保護委員会として具体的に個人情報を活用した新たな産業の創出とか発展の状況等をどのように捉えているのかということも明確にさせていただきたいと考えております。

なお、個人情報の利活用対個人の利益保護というようなことをお話しされる方もいらっしゃいますけれども、この法律は利活用対個人の利益保護を対立的に考えているわけではないと理解しています。有用なものをどのようにきちんと人々の役に立つようにしていくかということが重要だと考えていて、保護か利活用かではなくて、人の保護も含めてどのように人の役に立つようなことを利活用として目指すのかということを中心とする法律だ

と考えておりますので、どのように活用が進んでいるのかという点についても十分に分析をいただきたいと考えております。

その延長線上で、せっかく入れていただいている匿名加工情報や仮名加工情報が具体的にどのように活用されているのか、あるいは、もしかすると活用されているとまでは言えない状態にあるのかというようなこと、あるいは、前回の改正で追加された個人関連情報が、個人情報をめぐる規律の中でどのような役割を現状果たしているのか、期待したとおりの役割を果たせているのか、例えば電気通信事業法の外部送信規律との関係とかも含めて、どのような関係になっているのかというようなこと、あるいは、EUとの十分性認定によって行われている個人情報の流通の実態はどのようなになっているのかというようなことについても、きちんと分析した結果を御説明いただきたいと考えております。

個人情報保護法自体は、包括的、コンプリヘンシブな法律として存在しています。設計に当たっては、コンプリヘンシブな法律であるがゆえに、規律自体が全体に網がけ的な形にならざるを得ないというのは宿命として持っていると考えております。

一方で、個別の利用とか個別の保護を考えていくと、ケースごとに丁寧に見ていく必要があると思っていて、そこの分析をしていく必要があるということだと思っております。そのためには、ほかの団体の方々もおっしゃっていましたが、関連するステークホルダーをきちんと集めて、それぞれの領域でそれぞれ何が起きているのかというようなことを丁寧に分析して見ていかないと、いい規律はできないのではないかなという課題感を持っています。まさにEBPMという観点からの規律のつくり方に結びつくと考えているからであります。

ここで言う個別のケースごとにとというのは、ここには述べませんでしたけれども、例えばこどもの権利保護に関しても非常に重要な論点だと思っておりますが、こどものためにどのようにデータが使われているのか、そのデータがこどもにとって役に立つのか、立たないのか、役に立つとすると、どのような形であれば保護が十分なのかというようなことをケースごとに考えていかないと分からないのではないかなと思っております。教育の場面と保育の場面では全く違うと考えていますので、それぞれのケースごとのステークホルダーで見ていただいて実態を把握していただくことが極めて今後の検討にとっては重要ではないかなと私どもとしては考えているところです。総論的にはそういうものを申し上げておきたいと思っております。

4 ページ目から、個別検討事項について若干述べさせていただきます。

課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方について、現状では課徴金の制度というのは、私どもが抱えていますいろいろな事業者からの声に照らして言うと、国内事業者に対しては非常に強い萎縮効果を生じさせる懸念があるという声が上がってきております。したがって、要否については極めて慎重に議論されるべきだと思っておりますし、現状、今現在の立場では、強く懸念を表明させていただくということだと思っております。

今後の議論については、課徴金制度の検討の前提として、丁寧に立法事実を検討いただきたいと考えているということです。

また、課徴金については、これが理屈としてどうなのかというのはあるのですが、会員社から上がっている意見としては、サイバー攻撃を受けた人に対しての身代金を払うほうが課徴金よりも経済的な利益があるという判断を行うような人たちが出てきてしまうのではないかなというようにおそれも一面では考える必要があるという指摘もあります。なので、課徴金制度が社会全体の安定を損なうような結果にならないというようなことも設計上は必要だと思っていて、立法事実の検討の中にこのようなものも含めてきちんと見ていただきたいと考えています。

ここには記載していないのですが、団体による差止請求、被害回復請求についても、立法事実という点で、日本IT団体連盟としてはまだ納得いただく御説明は受けていないと考えておりますので、ここについても引き続き丁寧に御議論をいただきたいと考えております。

5 ページ目の漏えい等の報告のところです。

1 点目、漏えい報告の対象なのですが、サイバー攻撃を受けたケースについて、今、個人情報保護委員会に報告はしていますけれども、具体的に報告した結果、どのように必要な措置を講じていただけるのか、サイバーセキュリティの専門家の人数や体制、個人情報保護委員会の体制を説明いただきたいということです。

個人に対する報告は原則的に必要だということは理解しておりますけれども、先日起きた岡山の精神科医療センターさんの個人情報漏えいで、これから本人にセンターのほうは通知をされると思いますが、精神疾患を患っている方々への通知になります。ここは極めて非常に難しい問題を抱えていると思っております。法律をそのまま適用すれば、当然のことながら通知ということになりますけれども、通知を受ける方々の個別の状況を特別に配慮しなければならないようなケースにまで通知を求めるといような形になっていることについては、検討が必要なのではないかな。まさに個別のケースを具体的にきちんと見ていく必要があるということだと思っております。

その例で言うと、「また」以下に書かれていますけれども、この①～③に書かれたような場合は、本人の権利利益の侵害が通常想定されないので、報告等の義務を不要とするような考え方も一つはあるのではないかなと思っております。この①～③の書き方も、もしかするとまだ抽象度が高いかもしれなくて、この辺りもきちんと個別に見ていく必要があるかなと思っております。

先ほどコンプリヘンシブな法律だというお話をさせていただきましたけれども、網かけをするような形になっている法律で唯一の例外が、例外規定で抜いているという形になっていますけれども、その組合せだと漏れ落ちがかなりあるだろうと思っております。

6 ページ目、同意を要しないデータの利活用のところに書かせていただきましたけれども、今、同意を要しないというようなことを例外で対処しようと、例えば公衆衛生例外の

ところで健康とか医療に関するような情報を抜けるかというところ、かなり難しいところはあると考えています。なので、そういう個別の対策を考えなければいけないようなところになっているので、コンプリヘンシブな法律としての建付けの在り方自体を少しずつ見直していく局面にあるのではないかなと考えております。

ここには書いておりませんが、追加で3点ほど申し上げたいと思っています。

1点目は地方自治体の話です。個人情報取扱事業者の話ではないですが、今、自治体がどんどんシステム化をしていって、クラウドの採用をしていっています。自治体を持っているもののコアの個人情報は、LGWANと呼ばれているもので管理されているのですが、LGWANの中に持っている個人情報が全て包摂されているわけではなくて、今、情報連携基盤と言われているようなものをつくろうとしているプロセスにありますので、様々なそこには含まれていないけれども個人情報を担っているようなデータが存在し始めています。

そういう情報をクラウド化するので、どこかのクラウドに載せていくということになるので、今、データサブジェクトとかデータ主体である個人の方々の意思を反映することなく、その自治体さんが契約しているベンダーさんが選んだクラウドに載せていくこととなります。自分のデータが、特に自治体に預けているデータがどんなクラウドに載せられるのかということについて、住民の方々に選択肢を与えないでいいのだろうかということ是非常に大きな問題だと思っていて、少なくともクラウドの選択に関しては、各自治体の議会承認を経るといったようなフレームワークが必要ではないかと、そういうふうにししないと、実際の自治のベースになる個人情報のデータ主権が守られないのではないかなというような危惧を抱いているということです。この点は大分今回の主眼とは外れているところですが、ぜひ検討いただきたいと思っています。

もう一つは、幾つかの団体さんも若干触れられていますけれども、個人情報等の定義の見直しにそろそろ着手すべき時期ではないかなと思っていて、そここのところの見直しをお願いしたいということと、それから、3年ごとの見直しについて、これもほかの団体さんがおっしゃっていましたが、公開された検討会とか委員会で進めるなどして、プロセスの透明化をぜひ今後も図っていただきたいと考えております。

今回の検討会はまだ始まったばかりですが、こういう検討会を通して、いろいろな方々の意見、特に細かい実態を吸い上げていただいて、その上で法体系の在り方を見据えていただきたいと思っています。

最後に、個人情報保護法に関する意見として申し述べましたので、ほかの団体さんが幾つかおっしゃっていたものは全て個人情報保護法でカバーされるわけではないと思っていて、法体系の中のどこで個人情報保護法が規範としての規律を発揮すればいいのかというようなことも考える必要がありますし、場合によっては別な法律の策定とか、別な基準をつくって、そちらで個人の方々の権利利益の保護を図っていく必要があるものもあると思っていますので、そういった整理ももしかすると必要ではないかなということを最後に付

け加えさせていただいて終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○清水座長 御説明ありがとうございました。

それでは、続きまして、日本経済団体連合会より、資料7について説明をお願いいたします。

○日本経済団体連合会 経団連の中嶋と申します。

本日はありがとうございます。

資料に沿って説明させていただきます。

まず3ページ、「本検討会に対する視座」を御覧いただけますでしょうか。

今回このように検討会が設置されたこと自体は大変ありがたく思っておりますが、冒頭、事務局の方からも御説明がありましたように、開催要領では、①課徴金制度、②団体による差止請求制度・被害回復制度、のみが検討事項に特記される形になっています。

今、このグローバル社会において、我が国としてデジタル社会の在り方を高い視座で見据えたとき、本来議論を深めるべき論点は、罰則規定・規制強化以外にも多々あるのではないかと考えております。今し方、IT連の別所さん、新経連の片岡さんからも様々なご意見がございましたけれども、本当に議論すべきテーマは多々あります。個々のテーマの本質に応じたメンバーを改めて選定していただいた上で、真の意味でのマルチステークホルダー・アプローチによって議論を深めていただきたいと思います。

この点、大変申し上げにくいことですが、今回、7名の構成員の皆様がどのようなお立場の方々か、公表情報に基づいてスタンスを確認させていただきましたところ、7名のうち少なくとも5名の方が「課徴金、団体訴訟制度を導入すべき」もしくは「導入に積極的」というスタンスであることが確認できております。

課徴金制度の導入に前向きな構成員が圧倒的過半数を占める、7分の5ないしは7分の6ということで、公平性・中立性を著しく欠くのではないかと。こうした見方があるのは、申し上げにくいことではありますが、当然かと思えます。

冒頭、清水座長からは「関係団体と構成員は全く同等の立場である」旨御説明をいただきました。これを加味してもなお、私どもの前に5つの関係団体に御説明いただきましたけれども、星取表上では少なくとも8対4、最大9対4という構図になっているのです。

ここで経済界として確認させてください。この検討会での年末の取りまとめに向けて、多数決によって検討会意見を決定し、それに基づき来年の常会に改正法案を提出する、というようなことはないという理解で間違いないか、座長もしくは事務局から御説明をいただければと思います。

言うまでもないことですが、マルチステークホルダー・アプローチについては、立場の異なる真の意味でのダイバーシティを確保し、様々な意見を斟酌、比較考量して何がベストかみんなで議論を尽くす、ということが本来あるべき姿です。しかしながら、経団連として苦言を申し上げますと、もし最初から導入ありきの多数決で個情法の改正に向

けた取りまとめを行うということであれば、プロセスの在り方として極めて遺憾であると
考えております。

総論に入りたいと思います。

資料は大部にわたりますが、まず5ページの基本的な考え方を御覧ください。

経団連が標榜しておりますのが、Society 5.0 for SDGsをいかに実現するかです。デ
ータの活用と、AIをはじめとする最先端の技術の組合せによって、いかに消費者、国民、
様々な階層の人々に利益を行き届かせるか。そのためには個人の信頼を大前提としつつ、
個人データの利活用が不可欠、至上命令であると考えております。

データの適正な利活用を行う中で、消費者の方々からも様々な御懸念の声があることは
よく分かりました。こうした御懸念をきちんと踏まえながら、生活者の価値を向上させる。
経団連としては、我が国経済社会の活性化が非常に重要なミッションでございますが、さ
らにそれを地球規模の課題解決にいかにつなげていくか。こうした中、保護と利活用のバ
ランスが近年非常に複雑化しております。先ほどIT連の別所さんからもサイバー攻撃の
事案等につき御説明がございましたが、事業者の方々からお聞ききすると報告疲れで本当
にへとへとになり、負荷が増大しているのが現状でございます。

先ほど申し上げましたように、論点は数多あると思います。今回の3年ごと見直しのタ
イミングで機械的に全て網羅的に議論し尽くし、来年の常会に向けて法制度を改正する、
ということではなく、テーマによっては、3年ごとという年限に機械的にとられること
なく、丁寧かつ継続的な検討、ステークホルダーの理解を然るべく醸成するためのアプ
ローチが必要であると考えております。

今、申し上げた時間軸もさることながら、グローバルな視点から日本の立ち位置を俯瞰
することも重要であると思います。この点について6ページを御覧ください。私どもも大
変驚いているところですが、IMDが行った最新のデジタル競争ランキングによりますと、
グラフ右下に赤線で囲っておりますとおり、日本のデータ利活用は64か国中最下位です。
既にこのような状態なのです。

真面目な日本企業が既に保守サイドに立って事業を行っている中、さらに「何が来るか
分からない」といった、事業者に萎縮効果をもたらすような法制度を導入することが果た
して今の我が国に必要なことなのか。社会課題の解決、さらには生活者・消費者にとつ
ての価値の創出をどれだけ阻害するか計り知れないものがあると私どもも考えております。
この点もぜひ御理解をいただければと思います。

続きまして各論です。8ページを御覧いただけますでしょうか。個別の論点というこ
とで2点お題目をいただいておりますので、そこに入る前に共通する課題認識を申し上げ
たいと思います。

利用停止請求等があれば、企業の圧倒的大多数は当然のことながらしかるべく対応して
います。株式市場等で社会的な制裁を受けるなど、レピュテーションリスクは多々あり、
言われたから対応するよりは、当然のビヘイビアとして既に多大なりソースを投じて個人

情報の保護に取り組んでいるというのが現状です。しかるに、新たな罰則規定、規制強化が導入された場合、どうなるでしょうか。私ども経団連の約1,700の会員企業・団体の経営者層の方々にとって、個人情報から指導等を受けるということは、一種の社会的制裁、ペナルティであって、ネーム・アンド・シェイムであるという日本のメンタリティがござります。ここにリソースの大半を投じているにもかかわらず、さらに投じざるを得ない。

従いまして、こうしたことが進むとイノベーションや本来あるべき消費者サービスにリソースを割けなくなり、結果として価格の上昇やサービス品質の低下を招くことは間違いありません。本末転倒というか皮肉なことですけれども、消費者の利益にかえて逆行することになる、ということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

2点目として、先ほどIT連の別所さんも言及されていましたが、EBPM、エビデンスベースドのポリシーメイキングについて、大変残念ですが日本は遅れていると認識しております。企業がいかに誠実に対応してもなお、現行法上の執行の部分で利用停止請求や差止請求等が効果的に機能していないということでありましたら、何らか制度上の欠陥、運用上の問題があるのではないかと。なぜこれが広く利用されないのか、要因を徹底的に分析していただきたいと思います。まずは正確なファクト、エビデンスに基づいて、消費者の皆様、事業者の皆様、アカデミアの皆様を交え、議論を進めるというのが本筋であろうと思っています。

併せまして、資料にありますとおり、実際に被害が発生しているケース、日本に課徴金制度がないがゆえに解決できなかった、というダイレクトな因果関係が存在するケースなどあれば、ぜひ説得力を持って示していただくようお願いしたいと思います。

私どももホームページ等で検索しておりますが、調べ方が悪いのか勉強不足か、いずれにせよ、課徴金等を導入しなければならぬほど企業による悪質な不適正事例が全体でどの程度あるのか、逆に課徴金を導入した暁に、多少のデメリットが企業サイドに生じて、日本全体としてそれを補って余りあるだけの社会的厚生、メリットがある、という事実を私どもはまだ理解、把握できておりません。従って、まずは対象となる事業者の方々の納得感を得られるように、ぜひエビデンスに基づく検証を進めていただきたいと思います。

続きまして、各論に入ります。

課徴金制度については、新経連さん、IT連さんも強く反対する旨御説明がありました。まず10ページを御覧いただきますと、今し方申し上げたとおり、アセスメントを通じたEBPMが一丁目一番地であると考えています。現行の勧告や命令等が実効的でないためにこのような議論を招いていると思いますので、課徴金制度導入如何、その是非・適否・要否を議論する前に、まずは確信犯的な事案に対処すべく、実効的に機能せしめるための運用はいかにあるべきか、ということをごきちんと言直していただくことがまずあってしかるべきと考えています。

この点、これまで自由民主党デジタル社会推進本部や個人情報保護委員会の本委員会におけるヒアリング等でも申し上げてきたところですが、個人情報に蓄積されているデータの

アセスメントは、我々からすると十分ではないと感じております。ぜひ公開できるところは公開し、EBPMによって政策立案、企画、執行していくというプロセスを透明性ある形でお示しいただきたいと思えます。

規制強化、罰則導入ありきではなくて、EBPMの観点から現行の運用では不十分な点は何か。政策を講じることによる正の外部性、負の外部性、その効果は何なのか。是非慎重に分析いただきたいと思えます。

第2が法目的のバランスであります。既に他の団体からも意見が出ておりますけれども、今回の議論はバランスを欠いているのではないかと痛感しております。御案内のように、個情法第1条では「新たな産業の創出」も法目的に掲げられています。私どもは、課徴金制度等が導入されることによって、この法目的がどう達成されるのかは全く見えておりません。著しく阻害されるのではないかと、ということ強く懸念しております。

先ほど御紹介しましたように、日本で閉じた議論ではなくて、世界から見て日本のデジタル競争力の立ち位置がどうなのか。もう既にどん底にある中であって、角を矯めて牛を殺す結果、相当な累が及ぶ場合、中長期的に見て日本はどうなってしまうのか。そういった制度が導入されれば、状況が一層悪化するの火を見るより明らかだと思います。

11ページにお進みください。

第3に、こうした政策がもたらすインプリケーション、ラミフィケーションということです。私どもが日常的に企業の方に接すると「個情委から最終的にどこまで責任を問われることになるのか」、いわゆる帰責性について相当強い懸念がございます。そもそも経済界が導入に反対してきたのは、申し上げにくいことではありますが、いつ何ときどのような基準や根拠によって処分が下されるか分からない、予見可能性が低い、そこに強い不信感がある、ということが主たる原因でございます。

事業者の大多数が適切に法令を遵守したとしても、先ほどIT連の別所さんからもご指摘がありましたように、高度なサイバー攻撃の脅威の増大など、どんな対策を講じても漏えいを防げないケースもございます。こうしたケースについて、企業の帰責性がどこまで問われるか。

河野デジタル大臣もおっしゃっていますけれども、今日の世界にゼロリスクはあり得ません。従って、そのようなインシデントが発生した際、いかに可及的速やかに被害を最小化するかが問われるわけです。企業は日常的な報告疲れもあって既に相当萎縮しているのが現状ですが、大多数の漏えい事案は悪意があるどころか、全く意図せざる結果として発生しております。今回は「一部の本当に悪質な事案のために課徴金が必要」とのご認識かと思いますが、ただ、それがために全ての事業者に網をかけて課徴金制度の対象とするということは、既に相当な安全管理措置を講じている事業者にとっては多大なコストアップ要因になる。計り知れない萎縮効果をもたらしかねない。この点についてはぜひ御理解をいただきたいと思えます。

13ページを御覧ください。個人の権利救済手段の在り方ですけれども、経団連が差止

請求制度等の導入に強く反対してきた理由も、今申し上げた課徴金等と同様、そもそもこれまでの執行等の根拠、基準等が極めて不透明であるということ、企業が個人情報に相当強い不信感を抱いているということが大きな原因でございます。

加えまして、適格消費者団体の性質如何によっては、企業にどのような影響度合いが生じるのかは全く予断できず、計り知れない負のインパクトがあらうかと思えます。

こうした中であって、差止請求制度等を導入するということは事業者に対して確実に萎縮効果を惹起することになります。ここでもアセスメントを通じたEBPMの観点から、現行の執行面で足らざる点は何なのか、きちんと精査し、政策効果は何なのか、慎重に分析していただきたいと思えます。

長くなりましたが、説明は以上です。参考資料を付した理由は次のとおりです。経団連として、「経済界がどのような取組みを行っているのか、消費者や国民、一般の生活者に対し十分広報活動がされていないのではないか」というお叱りも日頃受けております。経団連本体と経団連の関連組織である経済広報センターは、様々な形で活動を展開しております。本日は時間の関係で詳細な説明は割愛いたしますけれども、消費者や生活者に寄り添うために、また、よりよく理解していただくために、まさに我々がマルチステークホルダー・アプローチによって対話や普及啓発活動に取り組んでいる実情をお含みおきいただければと思います。14ページから20ページなど、少しでも現状の御参考にしていただければ幸いです。

以上、駆け足でしたけれども、最後に21ページだけ御覧いただければと思います。

基本的なメッセージは、繰り返しになりますけれども、経団連としては引き続きSociety 5.0 for SDGsを実現する観点から、いかに新たな価値を創出するか。そのためにデータを適正に、最大限有効に利活用、連携すべく、取組みを強化してまいり所存です。

このためにも、個人の権利利益の保護は一丁目一番地としつつ、併せてデータをいかに適正に利活用するか。その両者のバランスを図りながら、ぜひ消費者の皆様との対話を一層深めてまいりたいと考えています。経団連職員である前に私も一消費者です。本日、消費者の代表として参画されている3団体の皆様の日頃の御尽力に敬意を表するとともに、経団連もこうした取組みを行っているという実態について御理解いただき、また何らお力添えをいただければと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

経団連からは以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

各関係団体からの説明に対して御意見、御質問があれば、どなたからでも構いませんので御発言いただければと思います。発言希望の方はチャット機能にてお知らせください。

それでは、日本IT団体連盟様、お願いいたします。

○日本IT団体連盟 意見ではないのですがけれども、今、経団連さんがお話しされた一番最初に質問項目があったと思うのですがけれども、そちらをぜひ御回答いただければと思ひまして、よろしくをお願いいたします。

○清水座長 多数決のところでしょうか。

○日本IT団体連盟 そうです。

○清水座長 では、事務局、お願いいたします。

○佐脇事務局長 個情委事務局長でございます。

お答え申し上げます。

議事の進め方につきましては、もちろん座長、座長代理含めて、構成員、関係団体の皆様方で必要に応じ御決定いただくものと承知してございますが、事務局といたしましては、何かこの場で各関係団体、構成員を一票とする形での決定を行っていただくということを期待するものではございませんので、その旨、補足させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○清水座長 よろしいでしょうか。

それでは、質問、御意見に移りたいと思っております。

若目田構成員、お願いいたします。

○若目田構成員 日本総合研究所の若目田と申します。

本日は、各団体の皆様の率直な御意見、大変参考になりました。

私から、各論に入る前に、本来だったら開催要綱のところでお質問すべきだったと思える意見を申し上げます。

本検討会の開催要綱に「中間整理の内容を踏まえて開催」とあったと思っております。一つ懸念となりますが、パブコメでたくさんの意見があったということが最初お話に出ました。本来ならば、中間整理の内容に加えて、それらパブコメの意見も踏まえて、この会議の在り方であるとか、優先して検討すべき課題などを決めるべきではなかったか、いわゆるパブコメも反映してこそ広く国民の本会議に対する期待ではなかったかと考えます。公開形式での会議の開催に関しては大変有効だと思っておりますが、まずその点、つまり令和6年末までを目途とする検討会の期間に対して指摘がなかったかどうか、もしくは公開の検討会で扱うべき優先課題や検討のプロセスに対して指摘が無かったのかなど、多くは中間整理の冒頭「中間整理の位置づけ等」の箇所ですが、本来であればそれら意見も踏まえて、本検討会の運営や優先すべきアジェンダを決めるべきであったと感じております。以上各論に触れる前に検討会全体に対する意見を申し上げます。

検討のプロセスとして今申し上げた点を踏まえながら、次は私の意見になります。個人の権利利益の保護とデータ利活用のバランスについて、今日は両方の立場の意見が明確に示されたと思っております。この中で前提がかみ合っていない点も多々あるのかなと感じております。

データ社会といわれる今日、この法律がそもそも何を保護すべき法律かという共通の理解が無く、まずは法の目的まで遡った議論の必要性を深く感じました。中間整理では、「その他」として最後のページに「個人情報等に関する概念の整理」といった根幹の論点があったのですが、むしろその議論から進めて土台を固めた上で、今回のようなサンクシ

ョンの在り方の議論や「こどもの個人情報等に関する規律」、「生体データの取り扱い」といった個別の議論を進めるべきではないかと考えます。この点については、今日は時間も足りないと思いますので、パブコメ等も踏まえまして次回以降の運営に生かしていただければと思います。

時間がないのもう一点だけ、今日の議論の中でかみ合っていない点の一つが、企業が提供しているサービスの認識のことです。消費者団体の方々からは、ターゲット広告等への懸念が示されました。特定のプラットフォームサービスやビジネスモデルに見られる、あの手この手で個人の行動を識別しトレースする活用方法を強く意識されていると思います。このように個人情報の取得そのもので収益化しようとする事業者は必ずしも多くはないと認識をしております。各業界団体からも、社会課題であるとか優先課題に対応するための個人情報の利活用についての説明もありましたが、事業者は定款や存在意義に相当するパーパスを判断材料として、例えばSDGsや社会課題の解決に通じる事業活動をしております。その為に新しい技術開発やサービス開発を行い、そこに人やお金を投じることは、むしろ消費者としての国民、もしくは広く地球をよくすることにつながるという考え方を企業は基本に据えています。まずはそのことを御理解いただけるといいなと思いました。

生活者の行動をトレースしAIを活用して分析するということは、一見するとターゲット広告のイメージがあると思いますが、生活者の行動や需要を正確に把握するということは、例えば無駄なものをつくらず廃棄ロス、フードロスを減らすことにも当然つながるわけです。加えて適正な物流計画や共同配送のような、いわゆる物流クライシスといわれる労働力不足の問題にも貢献します。無駄なトラックを走らせる必要がなくなれば、CO2削減にもつながります。

あと、商品だけではなく例えば移動の需要ということを見ますと、運転手が不足する地方交通の維持も欠かせませんし、需要の把握や予測のためには個人データや、その分析やAI活用が貢献するわけです。

要は皆様の個人データを、農業、製造業、物流、小売、行政など様々なステークホルダーで共有することは、まさに中間整理にて論点とされている第三者提供の在り方にもつながりますが、社会をよくするためには必要なことなのです。企業は必ずしもターゲット広告のように消費者の行動を暴きたいわけではなく、同じく個人情報の活用や技術開発により社会貢献したいと考えており、これが経団連などが述べていたイノベーションであり、企業のデータ活用の在り方だと思います。その辺の理解がかみ合っていない一つの要因かなと思いますので補足させていただきました。

以上でございます。

○清水座長 御意見ありがとうございました。

それでは、森構成員、お願いいたします。

○森構成員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。大変いろいろな角度から御意見が伺えてよかったです。

私は経団連さんに対する御質問が4点ありますので簡潔に申し上げたいと思います。

資料の13ページの、差止請求、被害回復制度の導入についてのところなのですが、反対の理由として、矢羽根の1、そもそも反対なのは、これまで個人情報による執行等の根拠・基準が極めて不明確で、強い不信感を惹起しているとお書きなのですが、これが差止請求とか団体訴訟の導入に反対する理由になっているのはどうしてなのかなというのがよく分かりませんでした。

2点目はその下、3番目の矢羽根なのですが、適格消費者団体の性質等によっては企業への影響度合いが計り知れない、萎縮効果を惹起する。御心配になっているのは、たくさん差止請求されたり、団体訴訟をばんばん打たれたりということを御心配なのでしょうかということです。

3番目の御質問は、6ページ、デジタル競争力ランキングなのですが、64か国中64位で最下位でしたということですが、これは個人情報保護法に起因する、日本の個人情報保護法が駄目だから最下位だという御認識でしょうかということですか。

最後に、ページが戻って3ページで、今回の議論、この検討会の座組の問題ですが、そもそも公平性・中立性を著しく欠いているということで、テーマの本質に応じたメンバーを改めて選定し、マルチステークホルダーで議論すべきであるとお書きなのですが、経団連さんがお考えになる適切なマルチステークホルダーとはどのようなものでしょうか。

以上4点お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○清水座長 それでは、日本経済団体連合会様、よろしく申し上げます。

○日本経済団体連合会 森構成員、ありがとうございます。貴重な御質問かと思えます。

資料の関係で、必ずしも本日全て御納得、御満足いただけるような回答ができるかわかりませんが、順にお答えさせていただきたいと思えます。

そもそも経団連として、13ページに反対理由として掲げている事項について、真っ向から深く掘り下げて議論してきたという経緯はございません。どちらかという団体訴訟制度以前の課徴金にも通底する側面がございますが、これまでいきなり勧告や命令が出されてきていることについて「プロセスが非常に見えにくい」という企業の声がございます。こうした中であって差止請求制度、被害回復制度が導入されることになれば、心理的に大きな懸念が一層増すということですか。これが、森構成員が御質問になった2番目のポイントにもそのままつながると思えます。そもそもの前提として、どのような制度であれば導入すべきかといったことを議論してはおりませんが、課徴金とも共通する問題意識として、個人情報からばんばん打たれかねないのではないかと、という懸念が非常に広範にあるという背景がございます。

3点目ですが、私の説明の仕方が拙かったとしたら御容赦ください。「現行の個人情報保護法が駄目であるがゆえに、日本が最下位・64位に甘んじている」という直接的な因果関係を説明したつもりはありません。ただ、データ利活用が進んでない実態については、先ほど若目田構成員からもご指摘がございました。なぜデータ利活用ができないのか、

C02排出削減はもとより、過疎地への様々な対策もしかりですが、データを有効に連携・利活用できれば、社会課題の解決に寄与できる面も多々あるかと思えます。しかしながら、これが実現できていないという現状がございます。

他方、現在64位に甘んじている現状と個人情報保護法は全く無関係かと言え、そこは、因果関係についてきちんと要因分析を行う必要があるかと思えます。私どもがメッセージとしてお伝えしたかったのは、既にこのような状態にある、という立ち位置の中、今回議論の俎上に乗っている2点が導入されるということが、どのような帰結をもたらすのかという点につき、非常に重大な懸念があるということです。このため、IMDの最新のデータを使用させていただきました。

最後に、座組に関して誤解なきように申し上げますが、7名の構成員の個々の方々のお考えやスタンスそのものに対して我々が批判したいという意図は一切ございません。いろいろな方がいろいろな御意見をお持ちで、「こうしたほうがいい」というご意見をお持ちであるのは至極当然のことでございます。

ただ、一方で、私も経団連に四半世紀以上勤めて、多様な分野における様々な審議会・検討会等の座組を拝見してまいりましたが、公的な会議でここまで圧倒的に偏った構成は一度も見たことがありません。清水座長はじめ構成員の皆様のご見解そのものに対し何か批判や非難等、そうしたものは一切ないということだけは、改めてこの場をお借りして申し上げます。

また、「どういう構成員だったらいいのか」という森構成員の御質問にお答えします。例えば、信頼・トラストを得た上で個人データを安心して利活用できる技術として、プライバシー保護を強化するPETsがございますが、これについては、その道の専門家の方々がいらっしゃいます。PETsはあくまで一例に過ぎませんが、専門テーマごとに構成員を選定するということは考えられようかと思えます。

今日お集まりの先生方は、個人情報保護法はじめ様々な法体系の専門家の方でいらっしゃいますけれども、テーマによっては今日の座組でないほうが適切な場合もあるかと思ひまして、そのように申し上げました。

○清水座長 森構成員、よろしいですか。

○森構成員 ちょっと申し上げたいと思ひます。

最後の点なのですけれども、特にここは課徴金と団体訴訟を中心にとということになっているわけで、PETsのことではないのですが、「長い経験の中でもかなり偏っている」という話でしたけれども、課徴金と団体訴訟であればどういう構成員の分布であれば適切であるということでしょうか。

○清水座長 お答えください。

○日本経済団体連合会 ありがとうございます。

個情委さんのほうで人選を進められておりますので、関係団体として呼ばれた経団連がとやかく言うことではないかもしれませんが、いずれにせよ、少なくともバランスを取る

という観点からは、もう少し多様な御意見をお持ちの方をバランスよく配置することが合理的かつ合目的にあってもよかったのかなとは感じます。個人名でどなたというのは差し控えますが、森構成員も御理解・御想像いただけますとおり、課徴金について少なくとも5名、場合によっては6名の方が「入れるべきですよ」「入れない理由がないですよ」「グローバルスタンダードですよ」「これをやっても別に大企業はきちんとやっているならば問題ないでしょう」という声に押されて、先ほど森構成員が御質問になり、経団連から回答申し上げた意見がかき消されるような「多勢に無勢」ということでは、そもそもの座組としてフェアなディスカッションができないのではないかという懸念がございます。「どのような構成員の分布であれば」という御質問について、一つは人数・比率の問題があるかと思えます。

○森構成員 ありがとうございます。

分かりました。簡単に御回答に対して申し上げておきますと、まず何で1番目の個情委の執行の根拠、基準が不明確・不透明なのに、差止請求、団体訴訟の導入に反対されるのかということですが、差止請求とか団体訴訟というのは、当然のことながら個情委の法執行に代わって別の主体、適格消費者団体であるとか消費者の法の実効性を確保する機能を果たすということですので、むしろ個情委に対する信頼感がないのであれば、賛成していただいていた方がいい話なのかなと思ってお尋ねしました。

2番目の適格消費者団体の性質によってたくさん打たれるということですが、適格消費者団体がこれまでどのぐらいの規模で差止請求をして、あるいは被害回復請求してきたかということは数字が出ておりますが、はっきり言って極めて低調です。そこは御確認いただいてEBPMで御主張いただくのがいいのではないかなと思いました。

統計のところは理解しましたが、スライドには事業者に萎縮効果をもたらす法制度の導入に反対する根拠として書かれていますので、法制度と64位の間の因果関係ということを主張されているのかなと思ってお尋ねいたしました。

最後の公平性・中立性ということですが、賛否の数が同数であるべきというお話なのですが、ただ、多くの人たちが賛成するとか、多くの人たちが反対するというのは、社会の状況を踏まえたときにあり得ることだと思うのです。そこで賛否の数が同じであるべきというのは、ちょっと生産的ではないのではないかと思います。そこそこしっかりしたメンバーを集めて多くの人賛成するというのは、世の中全体として賛成の要請があるからだとお考えいただいてもいいのではないかなと思いました。

伺っていて全体的に御説明も納得できない部分はあるにしても、反対されるにしても、こういう場所で議論しても仕方ないみたいなことではなくて、もう少し歩み寄る形で、消費者の不安というお話がいろいろ出てきましたけれども、そういうものに寄り添う形で、こういうことならばやってもいいだろうみたいなお話をさせていただくと、もう少し建設的な議論ができるのではないかと思います。

適切な安全管理措置を講じていると11ページにもお書きですが、適切な安全管

理措置を講じていけば漏えいの訴訟で負けることはないわけです。漏えいしたら負けるのではなくて、漏えいしたときに安全管理措置が不十分だから負けるということです。御心配いただくことはないと思いますので、もう何でも反対だ、この検討会の状況も中立的ではないというのはあまり建設的な議論をもたらさないと思います。

以上です。ありがとうございました。

○日本経済団体連合会 ありがとうございます。

一言だけ申し上げます。おっしゃるとおり、反対するために反対するつもりは毛頭ございません。私どもが一番申し上げたかったのは、エビデンスに基づき、なぜこれが必要なのか示していただきたいということ、また、「構成員に関する指摘は建設的ではないのでは」とのことですが、基本的な見え方として気づきがあったので、そこは指摘せざるを得なかったということです。

先ほど佐脇事務局長からも、必ずしも多数決で表決・決定ということでもないというニュアンスで御説明をいただきました。経団連として、とにかく寝転んで反対のための反対をするということは全くありません。ただ、我々としては、懸念をきちんとお伝えした上で、政策的なインプリケーションについて、さらには、先ほど森構成員がいみじくも例として御指摘になったように、「こういう場合だったら心配はないのではないか」といったケース等について議論するとともに、本日三つの消費者団体の皆様からいただいた御意見にもきちんと対応してまいりたいと思います。

○清水座長 御発言を待っておられる構成員もいらっしゃいますので、次に進ませていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

宍戸座長代理、お願いできますでしょうか。

○宍戸座長代理 座長代理を仰せつかっております宍戸でございます。

今の経団連様、それから森構成員のやり取りも含めて、こういうふうに関係が公開できっちり議論する、立場の違う方々がそれぞれぶつけ合う中で相互理解も深まっていくのは、非常によいことだと思っております。正直申しまして、こういうつらい会議の司会をいろいろな役所でやらせていただいている人間といたしましては、個人情報保護法についてこうやるのは非常にいいことだと思っております。それがまず第1でございます。

その点で、私自身も課徴金制度の導入については賛成派であるということは紛れもない事実でございますけれども、同時に私自身は、有識者の会議が議論したところで、それこそはるかに強い国民の世論、政治、それから経団連様をはじめとする様々な方が納得できないものはそもそも立法できないはずでございますので、この場でとにかく議論を尽くしていくことが私は大事ではないかと思っておりますし、その意味で、公正な進行に事務局、それから座長をお支えして、協力していきたいと思っております。事務局長がおっしゃったことは、その意味でも的確かと思っております。

その上で、一つには若目田構成員もおっしゃいましたように、大きな構図の中で、そもそもこの個人情報保護法制がどういうことを実現しようとしているのか。そして、その現

状はどうなっているのか。それから、個人情報委様におかれましては、個人情報保護の基本方針を内閣に建議し、それが閣議決定される立場である観点から見たときに、データガバナンス全体の取組を進めていく中でこういった施策が必要か、あるいはこういった法改正が必要ではないか、あるいはこういった法の運用が必要でないかといったことをしっかり丁寧に議論していくことが大事だろうと思います。その点はぜひ事務局において進め方を御検討いただきたいと思います。

それから、もう一つ申し上げておきたいことがございます。先ほど来の、例えば漏えい等報告につきましても、個人情報保護法上は個人データの漏えい等報告でございますけれども、別途、私が議論に関わっております能動的サイバー防御のほうでも経団連様にこの間来ていただいて御発表いただいたのですけれども、様々な法分野、規制当局との関係での漏えい等報告の合理化みたいなお話がございました。そういったものとおちらの議論は歩調を合わせていく必要があろうかと思っております。

また、IT連の別所さんからもお話があり、経団連さんからも御指摘がありましたEBPMと個人情報法の関わりにつきましても、新しい資本主義実行計画の中で、公的な部門が保有する個人データの外部提供も含めた議論を今後整理していくというお話もございました。

個人情報委が所管される法の3年ごと見直しと、それ以外のデータ戦略に関連する様々な政策の動向を的確に調整していく。その中にはそもそも私の認識では閣議決定をされました2021年の構造改革のためのデジタル原則において、課徴金制度の活用もデジタル政策全体で有用な手段であるということが書かれているわけがございますけれども、そういったデジタル政策に関する全体あるいは関連する様々な取組全体を見ながら少し丁寧に議論していく。今、私が関わっていることを申し上げましたけれども、みんな情報を持ち合って議論するというのも大事だと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

続きまして、中川構成員、お願いいたします。

○中川構成員 中川です。

まず、先ほどの経団連さんと森構成員のやり取りに少し出てきた話で、経団連の中嶋さんと、それから新経連の片岡さんもおっしゃっていましたが、現在の日本企業がデータの利活用できていないことです。その原因が個人情報保護法にあるのであれば、今回の議論に関係することなのではございますけれども、先ほど経団連の中嶋さんはそのあたりはよく分からないとおっしゃったので、私は椅子から落ちそうになったのです。個人情報法が原因で利活用できていないから、その執行強化は反対だということであれば理屈は通るのですけれども、その出発点がどうも説明されていない。現在の立ち位置、日本が世界で64位であることの原因が何かという分析は経済界でされていないのかなと思ひまして、EBPMの前提となる証拠ですから、経済界においてそこをまずしっかり分析をやっていただきたいと思ひます。その分析を教えてほしいということなのです。

二つ目は、新経連の片岡さんとIT連の別所さんのプレゼンに感じたのですけれども、二つの問題を混同して議論されているのかなど。二つというのは、新経連の片岡さんの資料だと保護規制という言葉が使われていたと思いますが、個人情報法が今、どのような個人情報の利活用の制限をかけているのかという実体的なルールが曖昧でよく分からないという話と、実体ルールに反した場合に、どういう制裁を加えるかという執行の話がごっちゃになって議論されているようです。結局皆さん実体ルールがはっきりしていないということにご不満であるのかなど。なのに、そこに執行を強化するのは何事かとおっしゃっているのだと思うのですけれども、執行というのは、実体ルール違反が生じたことが前提の議論ですので、その際にどういうふうな執行をすれば実体ルールを守らせるのに有効かという話になります。しかし、その議論は新経連の片岡さんも、それからIT連の別所さんもされていなかったように思います。

唯一、経団連の中嶋さんがその点のお話をされていました。10ページです。EBPMから見ても何もないとおっしゃるのですが、ただ、課徴金の有効性はむしろEBPMを指摘するまでもなく明らかといいますか、経済的な利得が残ればまた違反しますねというだけの話です。世界中でやっていますし、それから日本でも独禁法とか景表法とか金商法とかだけでなく、税金でも加算金を賦課していますので同じ発想なのです。幾らでも立法例はあるわけです。非常に単純な人間の行動心理で、損をしたら次から違反を抑止する。個人情報というのは、個人情報法違反を抑止することはとても重要ですので、そういった意味では十分有効であって、その場合にEBPMが必要なのは、幾らだったらどれだけ行動が変わるかという細かい設定についてはEBPMで統計的に出していくことは意味があると思いますけれども、そもそもこの制度の存在意義があるのかということにEBPMは使わないと思うのです。結局、なぜ実体的な法律違反が明らかである場合に課徴金を入れてはいけないのかというところに対する反対理由は、どなたも述べられていないと思いました。

私からは以上です。

○清水座長 どうもありがとうございます。

御質問をいただいていますので、次に移らせていただきたいと思います。

長田構成員、お願いできますでしょうか。

○長田構成員 長田です。

私、この後12時に退席しなければいけないので、質問だけして出てしまうことになるかもしれませんが、お許しください。

今、中川構成員御指摘のところも、私もお伺いしたいと思っていて、経団連さんが資料の11ページで挙げられた破産者マップとかそういう悪質な事例に対して課徴金をかけるということは、私は絶対に必要だと思っているわけなのですけれども、そのことがなぜ努力をしている優良な企業の皆さんたちの萎縮につながるのかが、3団体とも、IT連さんも新経連さんも同じようなことをおっしゃったと思うのですけれども、それが全く一ユーザーとしては理解ができないので、そこは次回でもいいのですけれども、分かるようにも

う少しきちんと、それこそエビデンスに併せて御説明いただければと思っていますということの一つ質問として申し上げたかった。

それから、差止請求などにつきましては、消費者団体の適格消費者団体、皆さん非常に努力して、ほかの法律、特商法とか消契法とかで頑張ってはいますけれども、結局、団体としてやりたいことが全部できているわけでもないし、何かそこで優良でちゃんとしている企業に対して大きなダメージを与えるようなどういふ事実があったのかは、もうちょっと具体的に教えていただきたいと思いつつ、ただ、本当にみんな手弁当でやっているようなことになっていて、前にこの仕組みが最初にできたときにも、経団連さんから濫訴濫訴と言われましたけれども、その御心配はなかったですよということを上申したいと思いました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

中川構成員、それから今、長田構成員から御質問がありました、これに対する回答はまた次回以降ということにさせていただきたく思っております。

あと御質問、御意見で手を挙げていらっしゃる方がいますので、時間は超過しますが続けさせていただきたいと思います。

山本構成員、お願いいたします。

○山本構成員 ありがとうございます。

本当にいろいろな立場の方の御意見を伺えて、大変勉強になりました。

私のほうからまず1点、新経連様に伺いたいと思っております。最初に、私の聞き間違いでなければ、2ページ目のスライドで、スライドには文言としてはなかったのですが、口頭で、データの利活用に関して消費者の不安が存在しているのではないかという御発言があったかと思えます。もしそのような御発言があったとすると、新経連様として、そういった消費者の方の不安というものの原因がどこにあるとお考えなのかを伺えればと思いました。これが1点目でございます。

どうしてそういう発言をするかと申しますと、今日、冒頭で座長あるいは座長代理からお話があったとおり、利活用と権利保護との関係は必ずしも対立的ではないのかなと思っております、つまり、権利保護が進むことでトラストが形成されて、それによって利活用も進んでいく。要するに消費者の側の萎縮効果がなくなっていくということで、データの利活用が進んでいく。

現状、逆に申しますと、消費者の側でなかなかデータの取扱い、利活用が見えにくいところがあって、ある種の無力感を抱きながら、そこにトラストが形成されない一つの原因があるのかなと私自身感じているところがあります。こうした観点から、そのような御質問をさせていただいた次第です。

それから、IT連盟様に御質問が一つですけれども、6ページ目のスライドで、正当な利益等がある場合に、本人同意がない場合でもデータの利活用を許容すべきなのではない

かという記載がございました。

私もその方向性には必ずしも反対するものではないのですが、GDPRでは御承知のとおり正当な利益等を適法性の根拠とした場合に、その後に異議を申し立てる権利をデータ主体の側に認めているということになるわけです。IT連盟様が正当な利益による適法化ということ認める場合に、異議の申立てということも併せてお考えになっているかどうかということについて伺えればと思いました。

そして最後、経団連様へですけれども、コメントが1点と質問が1点ございます。

コメントですけれども、立法過程における公平性・中立性が重要だという御指摘が、この検討会の構成との絡みであったと思えます。私自身は非常に重要な御指摘と申しますか、むしろ立法過程全体で見たときの経済界と消費者団体等の影響力の違いということが近年指摘されておりますので、今後、ロビーイングの透明化とか、消費者団体との資金的な格差ということの調査とか、そういったことが進んでいく可能性があるという御発言だと感じましたので、立法過程の公平性・中立性に関する御指摘は大変重要な御指摘だと感じました。これが1点です。

質問ですけれども、経団連様が個人データ保護の権利をどのようにお考えになっているかということ伺えればと思いました。ここで言う権利保護というところの権利の内実に関しまして、どのような御理解を持っているのかということについて伺えればと思いました。

最後、長くなって大変恐縮ですけれども、多くの方から立法事実やEBPMの重要性についての御指摘が強調されたかと思えます。この点、大変重要な御指摘で、私もそのとおりだと思いました。

3点、もしそうであれば、個人関連情報を含むプロファイリングやセグメンテーションの在り方に関する実態調査、まさに事実の調査が必要なのではないかと感じたというのが1点目でございます。

2点目は、まさにEBPM、立法事実との関係で先ほどから出てきているとおり、個人情報保護の在り方と現状の日本の経済的な状況との因果関係と申しますか、関連性に関するエビデンスが問われると思いました。それから、萎縮効果の話も課徴金との関係でありましたけれども、どのような行為に対して萎縮が生じるのか、あるいは生じ得るのかということのEBPMと申しますか、事実あるいはエビデンスが必要かと思いました。

最後、3点目ですけれども、EBPMとの関係で、消費者団体等から、例えば個人情報保護に関してどのような御相談あるいは被害があったのかということに関する事実というものも出していただく必要があるのかなと感じたのと、データを提供することへの消費者側の萎縮効果と申しますか、どういう不安を今抱いているのかということについての調査も今後検討していく上で必要なのかなと感じた次第です。

長くなって恐縮ですけれども以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

幾つか質問いただきましたが、各団体の方に御用意いただいて、また次回以降ということにさせていただきたいと思います。

今回の回答、質問も含めて、事務局のほうで整理いたしまして、対応させていただきたいと思います。

あと2団体、手を挙げていただいております。時間を過ぎておりますが、簡潔に御発言をお願いしたいと思います。

新経済連盟、お願いいたします。

○新経済連盟 ありがとうございます。

簡潔に申し上げます。

お話を伺っていると、不安という部分とも密接に絡むのですけれども、個人情報の取得とか管理、利用、アウトプット、いろいろな段階があると思うのですが、それぞれにおいてどこが心配になっているのかということのすり合わせが必要かなというのと、悪質事案というワードがよく出てくる。これはほかの分野でも出てきたりするのですけれども、どこに悪質性があったり特殊性があるのかをしっかりと分析した上で、どういう対策が効果的なのか。先ほど違法であることが明らかであれば問題ないのではないかというお話がありましたけれども、では、なぜ今、勧告・命令などがスムーズに進まないのかといったようなところもしっかり考える必要があると思っておりまして、問題の因数分解を皆さんでやっていったほうがいいのではないかなと思いました。

あと、全相協さんから子どもへのターゲティング広告という話がありましたが、これもゾーニングの話なのか、個人情報の利用の話なのかというところを明確にしないと話が進まないような気がしておりますので、そういった問題視されている部分の因数分解をしっかりと皆さんですり合わせできたらいいのではと思いました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

あと2団体お願いいたします。

全国消費生活相談員協会、お願いいたします。

○全国消費生活相談員協会 既に構成員の先生方からのお話と重複することです。

企業の多くは、個人情報保護法は個人情報を守るために高いレベルの仕組みを構築していると私どもも認識していますし、万が一、サイバー攻撃されたとしても、その時期において適切な対応をしているケースは対象にならないと思っております。悪質な事例が対象であると理解していますので、企業の多くは適切な対応をしているという信頼があるという前提でお話しさせていただいております。そうした状況において、消費者としての本当に素朴な質問です。萎縮するということの具体的なことを教えていただきたい。そうしないと消費者としては理解が難しいということと、自主的取組が不十分な事業者、悪質な事業者については、どのようにお考えになっていらっしゃるのかということをお話させていただきたいと思います。

お願いいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

もう一団体、主婦連合会、お願いいたします。

○主婦連合会 時間がないので次回以降に発言したいと思います。

○清水座長 承知いたしました。

全国消費者団体連絡会、自由討議のところで御発言がなかったのですが、何かございませんでしょうか。

○全国消費者団体連絡会 時間もございますので、次回以降にさせていただきたいと思えます。

○清水座長 ありがとうございます。

本日は様々な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

今回、回答の時間がなかった質問も含めて、事務局のほうで整理をお願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

最後に、事務局より今後の予定等について御説明をお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

先ほど座長からもございましたけれども、本日の御意見等いただいたものについての回答等につきましては、また別途、事務局において整理して御相談させていただければと存じます。

また、議事録につきましては、案を事務局において作成し、構成員及び関係団体の皆様に御確認をいただき、それが整い次第、また委員会のホームページで公開したいと考えております。

次回の日程につきましては、また調整、検討の上、事務局から別途御連絡をさせていただければと存じます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

以上で本日の会合を終了いたします。どうもありがとうございました。